

## 【法人定期保険および第三分野保険に関する新ルール案】

(2019年4月11日に発表されたもの)

保険期間が3年以上で、かつ、ピーク時の解約返戻率が50%を超えるものについて取扱いが変更になる。保険料の一部を資産計上することになる。

保険期間が終身である第三分野商品については、保険期間は「116歳満期」として計算する（従来は105歳）。

ピーク時の解約返戻率	取扱いの概要
50%以下	資産計上は不要（全額損金算入）
50%超 70%以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険期間の開始から保険期間の当初40/100までの期間は、支払保険料の4割を資産計上し、残額（6割）は損金とする</li> <li>・ それ以降は、保険料の全額を損金とする</li> <li>・ 資産計上した分は、保険期間の75/100の期間経過後から終了まで、均等に取り崩し損金とする</li> </ul>
70%超 85%以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険期間の開始から保険期間の40/100までの期間は、支払保険料の6割を資産計上し、残額（4割）は損金とする</li> <li>・ それ以降は、保険料の全額を損金とする</li> <li>・ 資産計上した分は、保険期間の75/100の期間経過後から終了まで、均等に取り崩し損金とする</li> </ul>
85%超	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「①：保険期間の開始から解約返戻率のピーク時まで」「②：①の期間経過後において、年換算保険料に対する解約払戻金の増加割合が7割を超える期間があれば、保険期間開始からその期間の終わりまで」</li> <li>「③：①または②の期間が5年未満の場合は5年間（保険期間10年未満の場合は、保険期間の1/2期間）」にわたり、当初10年間は支払保険料×ピーク時の返戻率×9割（11年目以降は支払保険料×ピーク時の返戻率×7割）を資産計上し、残金は損金とする</li> <li>・ それ以降は、保険料の全額を損金とする</li> <li>・ 資産計上した分は、解約返戻率がピークとなる年度経過後から均等に取り崩し損金とする</li> </ul>

リスクマネジメント

(2019年6月28日に発表されたもの)

「法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）（定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱い）」

- ・ 法人契約のがん保険や医療保険について、全額損金算入できる保険料の範囲を1契約当たり年間30万円まで（被保険者ごと、他社商品と通算）
- ・ 年間の支払保険料額が被保険者1人につき30万円超の場合は、保険期間を「116歳－保険始期の被保険者の年齢」として、当該期間に応じた損金とする。
- ・ 2019年10月8日以降から適用予定

これまで、保険料を支払う期間を2年や5年などに短く設定することで数百万円にもなる年間保険料を損金算入して税金対策の効果を高めていたが、年間30万円までとなることで、保険料を極端に短期払いするメリットは少なくなる。